

岩内町土地環境保全条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、自然環境の適正な保全に配慮した秩序ある開発を促すことで、本町における適正な土地利用及び災害の防止を図り、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地造成等行為 建築物の建築を伴わない土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 区画形質の変更 規模によらず、土地又は土地の定着物に対して物理力を行使する行為をいう。
- (3) 造成区域 土地造成等行為を行う土地の区域をいう。
- (4) 事業主 土地造成等行為に係る請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

（町等の責務）

第3条 町、事業主、土地造成等行為を行う土地の所有者及び町民は、町内全域において、自然環境の適正な保全に配慮した秩序ある開発が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

- 2 事業主は、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、各関係機関及び近隣周辺住民等への説明を十分行い、紛争防止に努めなければならない。
- 3 町は、無秩序な開発の防止に関する施策について、関係部局と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

（土地造成等行為の協議）

第4条 事業主は、土地造成等行為を行う造成区域の面積が3,000平方メートル以上の一団の土地に該当する場合は、当該土地造成等行為の計画について、あらかじめ町長に協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の規定による協議を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書に、当該土地造成等行為に係る設計図書を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 土地造成等行為の目的
- (2) 土地造成等行為を行う土地の位置及び造成区域の面積
- (3) 土地造成等行為に係る施設設備の種類及び規模
- (4) 土地造成等行為を行う施工業者の情報
- (5) 土地造成等行為の着手及び完了の予定時期

(6) その他規則で定める事項

- 3 町長は、前項の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、同意又は不同意の決定を行い、文章をもって当該協議者に通知しなければならない。
(同意基準)

第5条 町長は、前条第1項の同意を要する協議があった場合において、当該協議に係る土地造成等行為が次の各号に掲げる事項に適合しないと認めるときは、同意をしてはならない。

- (1) 造成区域が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、町民の健全な生活環境の確保に支障が生じないように地盤の改良、擁壁その他工作物の設置等安全上必要な措置が講じられていること。
- (2) 造成区域の周辺における道路その他の公共施設に、災害の防止、通行の安全その他健全な生活環境の確保に支障が生じないように配慮されていること。
- (3) 造成区域の周辺に溢水、汚水等による被害が生じないように措置されていること。
- (4) 造成区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保全されるように措置されていること。
- (5) 造成区域及びその周辺に河川、湖沼その他の水域がある場合は、当該水域における水質の保全、流量の維持、河岸、湖岸等の美化等に配慮されていること。

(適用の除外)

第6条 第4条第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

- (1) 法令により許可又は認可を受けて行う行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 国、地方公共団体、その他法律に基づき設置された公社、公団又はそれらに類する団体で町長が適当と認めるものを行う行為

(土地環境保全協定)

第7条 事業主は、第4条第1項の同意を受けた場合は、その協議に基づき、町長と当該土地造成等行為に関する土地環境保全協定を締結しなければならない。

(変更の協議)

第8条 第4条の規定により同意を受けた者（第11条の規定により地位を承継した者を含む。以下「施工者」という。）が同条第2項に掲げる事項を変

更しようとするときは、その内容についてあらかじめ町長に協議し、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第4条第3項及び第5条の規定は、前項の同意について準用する。この場合において、第4条第3項中「前項の」及び第5条中「前条第1項の」とあるのは「計画変更の」と読み替えるものとする。

(標識の掲示)

第9条 施工者は、造成区域の見やすい場所に規則で定める標識を掲げなければならない。

(完了等の届出)

第10条 施工者は、当該届出に係る土地造成等行為を完了し、又は廃止及び休止したときは、その日から15日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(承継)

第11条 施工者について相続、合併又は分割があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該届出の全部を承継した法人は、それぞれの地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した場合は、その承継のあった日から15日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により地位を承継した場合は、第7条に規定する当該土地造成等行為に関する土地環境保全協定も承継するものとする。

(報告及び確認)

第12条 町長は、土地環境の保全のため必要があると認めるときは、施工者に対し、報告又は資料の提出を求め、その内容を確認することができる。

(立入調査)

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員により造成区域へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求を受けたときは、これを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第14条 町長は、第4条第1項の同意の内容に適合していない土地造成等行為を行っている施工者に対し、該当土地造成等行為の計画変更又は施行方法の改善若しくは中止又は原状回復その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

2 町長は、土地造成等行為を廃止又は休止しようとする施工者に対し、擁壁

又は排水施設の設置その他災害を防止するために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

(措置命令)

第15条 町長は、第4条第1項の同意を得ずに土地造成等行為を行っている事業主に対し、期限を定めて当該土地造成等行為の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 町長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、当該指導又は勧告に係る措置を講じなかったときは、施工者に対し、期限を定めて当該措置を講ずることを命ずることができる。

3 町長は、第1項及び第2項の規定による命令を行ったにもかかわらず、正当な理由なく命令に従わないときは、事業主又は施工者の氏名及び命令の内容を公表することができる。

4 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。